

## 北九州市ユニバーサルデザインタクシー車両等導入補助金交付要綱

### (通則)

第1条 北九州市ユニバーサルデザインタクシー車両等導入補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年3月31日規則第27号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者が、ユニバーサルデザインタクシー車両又は福祉タクシー車両(以下「UD タクシー車両等」という。)を導入する際の経費の一部を補助することにより、高齢者や車いす使用者など、誰もが利用しやすいタクシー車両の普及の促進を目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2)ユニバーサルデザインタクシー車両 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日国自旅第192号)」第5に基づき国土交通大臣の認定を受けたタクシー車両をいう。
- (3)福祉タクシー車両 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年12月15日付国土交通省令第111号)」第2条第1項第14号に規定するタクシー車両をいう。

### (補助対象事業者)

第4条 この補助金の交付対象事業者は、タクシー事業者又はタクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する事業者であつて、北九州市税の滞納がない者とする。

### (暴力団等の排除)

第5条 市長は、北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

#### (補助対象車両)

- 第6条 この補助金の対象となる UD タクシー車両等は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 北九州市内に本社、支社、支店又は営業所が存するタクシー事業者が使用する事業用自動車であること。
  - (2) 自動車車検証の使用の本拠の位置が北九州市内であること。
  - (3) 過去に本補助金の交付を受けたことがない車両であること。
  - (4) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、補助金の交付を決定した会計年度の末日までに、新規登録(登録抹消した自動車の再登録を除く)する車両であること。

#### (補助金額)

- 第7条 UD タクシー車両等の導入に要する経費のうち車両本体の価格(消費税額を除く)(以下、「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 UD タクシー車両等の導入事業に対し、市が交付する車両1台当たりの補助上限額は 20 万円とする。

#### (交付の申請)

- 第8条 申請者は、第1号様式による補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付の申請の合計額が予算の範囲を超えたときは、申請を受理しないことができる。

### **(交付の決定及び通知)**

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、申請書の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を第2号様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

### **(補助事業の変更又は中止の申請)**

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ第3号様式による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、必要に応じ第4号様式により交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

### **(事故報告)**

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

### **(実績報告)**

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに第5号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

### **(補助金の額の確定通知)**

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式による補助金交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の請求)**

第14条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、第7号様式による請求書を市長に提出しなければならない。

### **(補助金交付の取消し)**

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取消又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助事業に関して、市長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき。

- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき。
  - (3) その他補助事業の執行について偽りその他不正の行為があったとき。
  - (4) 補助事業を中止したとき。(但し、第 10 条の規定により承認を受けたものを除く。)
  - (5) 補助事業者が第 5 条第 2 項のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- 2 市長は、取り消しにより補助事業者に損害があっても、その損害賠償の責めを負わないものとする。

#### **(財産の処分制限)**

- 第 16 条 補助事業者は、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。
- 3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から耐用年数が経過するまでの期間に相当する額を返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

#### **(書類の保存)**

- 第 17 条 補助事業者は、補助事業に関する書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### **(その他)**

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。